

「2018年度勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」 に対する道の回答への評価・見解

北海道労働者福祉協議会

1. 北海道労働者福祉協議会は「2018年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」を2017年10月11日に北海道知事へ提出しました。
2. また、要請内容の趣旨を明確にするため、2017年10月27日に「勤労者福祉向上キャンペーン」実行委員会メンバーが、北海道関係部局に対して説明会を実施しました。
3. これに対して北海道から、別掲のとおり2017年11月17日付で回答がありました。
4. 北海道労福協は、受理した回答内容について検証を行い、真意が不明瞭で不十分さが残る回答内容について、2017年12月4日に、追加の質問・要請事項を道側へ伝えたとのことです。
以下、そのことに対する補足回答（口頭）を踏まえて、北海道労福協としての評価・見解を公表しますが、回答の基調は現状における道としての対応や取り組み報告、そして国の方針を代弁もしくは期待する程度の内容に止まっており、残念ながらきわめて主体性・誠実性に欠ける回答であると言わざるを得ません。

- (1) 東日本大震災被災地からの避難者に対する北海道全体の支援活動調査は行っておらず、昨年、無償供与を1年間延長した道営住宅の入居者対応についても、2018年3月末を以てその措置が打ち切られることとなり、一般入居扱いへ移行した後に優先入居枠の補完対応が行われることとなるものの、道内に居住する被災避難者の今後の生活費の負担増を考えると、きわめて残念な措置と言える。
- (2) 中央労福協を中心に取り組んできた「奨学金」制度の改善は、昨年3月、第193通常国会において、給付型奨学金制度の創設を盛り込んだ日本学生支援機構法の改正法が成立し、給付型奨学金制度が2017年4月から先行実施となり、2018年度からは本格実施されることとなった。全国的な運動展開により社会問題化した「奨学金」制度の改善は、給付型奨学金制度の創設によってようやくスタートラインに立つことができたものといえる。しかし、道の回答姿勢は基本的に従前のスタンスと変わっておらず、「各市町村が実施している独自支援制度の調査・公表」に関しては、追加質問に応えるかたちで、2017年度内（2018年3月末迄）には公表する、又、高校生に対する給付型奨学金の支給対象者・金額については拡大する方向にある、という補足回答に止まったのみである。道労福協として、何らかの突破口を見出したいと考えていた「北海道独自の利子補給制度の創設」についても、無回答に終わった。道内に就職した奨学金利用者に対する道独自の利子補給制度の創設は、大卒者の道内企業等への就職を積極的に促すためにも必要な政策であり、道内企業

との連携を模索するなどして、道としての積極的な関与が切に望まれるところである。

- (3) 「生活困窮者自立支援制度」については、就労支援に向けた体制強化をはかり、任意事業の必須事業化と国庫補助率の引き上げ等の検討を国に要請するなど、道として制度の充実にに向けた取り組みを主体的に行うよう求めたものの、追加で質問した相談・就労支援員の養成と適切な処遇確保に向けた予算措置の内実が示されたのみに止まった。また、2018年通常国会での法改正をにらんだ国への要望姿勢については形式的な域を出ておらず、任意事業の実施率向上や具体的な事業委託先の実情に関わる記述もないことから、これまで同様、国や市町村任せの対応姿勢に変わりないものと言わざるを得ない。さらに、フードバンクの継続的・安定的発展を期した要請には「どさんこ愛食食べきり運動」の取り組みで応えており、お門違いな回答には何をか言わんや、である。
- (4) 昨年5月に、自治労北海道本部の協力を得て実施した「地方公共団体非正規雇用労働者」に対する『生活資金等借入利用・ニーズアンケート』の調査結果を踏まえて、継続課題としている「勤労者福祉資金融資制度」の当該労働者への利用開放を訴えた要請には、遺憾ながらゼロ回答となった。これを踏まえて、追加でその真意を質したのに対し、働き方改革を進めていく中であって、道労福協からの要請も踏まえ、今後、非正規労働者における活用ニーズの把握などを行い、制度内容について検討をしていく考えにあるとの表明がなされたため、きわめて残念な結果ではあるが、今後道側での検討推移を見定めながら、次年度の要請行動へつなげていくこととしたい。
- (5) 福祉灯油制度未実施の市町村に対する制度化促進の取り組み要請については、基本的に昨年と変わらぬ回答であり、平成29年度の実施状況についても、回答を受理した時点では各市町村へ照会中とのことであり、新たに実施するか否かの判断を含め、市町村任せの実態があらためて明らかとなった。
- また、灯油価格の上昇傾向を踏まえ、期間中における価格高騰への対応を追加で質したのに対し、現物（灯油券〇〇割分）支給している場合のみ灯油の実勢価格が反映されることとなり（値上がり分は当該市町村が負担）、金券(商品券)・現金での
- 支給の場合は追加支給がされないなど、各自治体によって対応が異なるとの補足回答を受けており、急激な価格上昇を招来したシーズンの補完策（追加支給）のあり方についても、今後の要請行動の課題として捉えていく必要がある。
- (6) 「地域まるごと元気アッププログラム」に対する具体的な支援内容について回答はなかったものの、普及に向けた取り組み姿勢には一定の評価が窺えると思われる。
- しかし、『消費者政策の充実・強化』『中小企業勤労者の福祉格差の是正』『安心・信頼できる社会保障の構築』に関わる要請については、何ら具体的且つ主体的な回答は示されず、唯一、「新公立病院改革プラン」の策定（公立病院が設置されてい

る市町村で義務化) について具体的な回答があったのみである。

- (7) 道内「LP ガス」販売業者間の価格格差の問題については、各販売業者が法に基づいた販売を履行しているか否かの実態調査の実施と、その結果について公表するようにと追加要請・質問のなかで求めたが、販売業者に対して「取引適正化ガイドライン」の周知を図り、立入検査(3年ローテーション)等を通じて料金メニューの公表や消費者への説明の履行促進等について指導を徹底していく、との弁明に止まるものであった。また、今後、深刻度合が増すことが予測されるSS過疎地の実情把握とそのことに対する支援体制については、実態調査はすでに終わっており、現在、その結果を取りまとめ中との追加質問への補足回答があったのみで、道としての主体的な関与姿勢が汲み取れない内容であり、今後は、公開する予定がないとしている調査結果の内容と以降の対応について、次年度要請の中で質していきたいと考える。

以 上